

経営者保証の提供を希望しない中小企業の皆様へ

思い切った事業展開を後押しします！

NEW

経営者保証 免除促進資金

資金の特徴

▼ 「保証料の上乗せ分」の負担軽減

経営者保証の提供を希望しない場合に生じる「保証料の上乗せ分」の負担を軽減します。

⇒ 年0.15%に相当する額を補助(～令和7年3月31日保証申込受付分)

※ 「経営者保証」とは、経営者個人が会社の連帯保証人になること

▼ 保証人・担保が不要

資金創設の背景

- ✓ 中小企業の4割が利用している信用保証付融資のうち7割で経営者保証が使われている現状を変えるため、中小企業者が金融機関から借り入れる際、経営者保証を求めない信用保証制度を国が創設。

(国制度に基づき、県においても全資金で借入時に信用保証料を上乗せすることで、経営者保証なしで融資を受けるかどうかを経営者自らが選択する制度を開始。(令和6年3月15日運用開始)

- ✓ 国は経営者保証を求めない信用保証制度に加えて、保証料の上乗せ負担により経営者保証を提供しないことを希望する際の、保証料の上乗せ負担を軽減する新たな特別保証制度を創設し、県においても、国の特別保証制度を活用し、新資金を創設。(令和6年4月1日運用開始)

～詳細は裏面又は県HPをご確認ください～



〔県HP〕

経営者保証免除促進資金

融資対象

信用保証料の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望しており、かつ、次のいずれにも該当する法人である中小企業者（※）

※ 法人設立後「最初の事業年度の決算」がない場合は1、2及び3を「翌年度の決算」がない場合は1を問わない

- 次の両方又はいずれかに該当
 - 直近の決算において債務超過ではない
 - 直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- 過去2年間、決算書等を金融機関の求めに応じて提出している
- 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていない
- 上記2及び3について継続的に充足することを誓約する書面を金融機関に提出している

資金使途

運転資金・設備資金

融資期間

10年(うち据置1年)以内

融資限度額

8千万円 ※セーフティネット保証4号・5号対象者は別に8千万円

融資利率

5年以内 年1.7% (責任共有対象外: 年1.5%)
5年超10年以内 年1.8% (責任共有対象外: 年1.6%)

保証料率

<通常分> 年0.34~1.76%
<上乘せ分(※通常分に上乘せ)>
・ 融資対象1の①②両方を満たす場合: 年0.25%
⇒ 保証料補助により年0.10%に軽減
・ 融資対象1の①②どちらか一方のみを満たす場合: 年0.45%
⇒ 保証料補助により年0.30%に軽減

保証人

不要

担保

不要

備考

別途、金融機関・信用保証協会による審査があります。

融資のご相談・お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、
商工中金 等)

資金全般のお問い合わせ先

山口県信用保証協会 各営業店
又は
山口県経営金融課